

非課税世帯物価高騰支援給付金のご案内

- 12月13日時点で敦賀市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯に給付金を支給します。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。


給付金の支給額

1世帯あたり3万円
平成18年4月2日以降生まれの児童1人につき2万円の加算

給付金の支給時期

敦賀市が確認書を受領した日から2、3週間後（振込前に決定通知書を送付します。）

給付金の支給手続き

- 確認書の内容を確認・記入のうえ、返信用封筒で**返信してください。**
 - 記入にあたり**必ず下記の内容を確認してください。**
- ・他の世帯の住民税課税者に扶養されている者のみの世帯ではないこと
・世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- 

返信期限

令和7年3月31日 必着

非課税世帯に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

不審な電話や郵便があった場合は、敦賀市や警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡下さい。



お問い合わせ

敦賀市経済対策世帯給付金事業実施本部



0770-22-1180

受付時間 平日8:30~17:15